

ビスフェノールAワーキンググループの設置について (令和7年4月8日 食品安全委員会決定)

1. ビスフェノールAワーキンググループ設置の趣旨

厚生労働大臣より諮問のあった「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について（厚生労働省発食安第0708007号）」は、第246回食品安全委員会（平成20年7月10日開催）において、器具・容器包装専門調査会にて審議することとされている。

ビスフェノールA（以下「BPA」という。）については、当時、器具・容器包装専門調査会において、特に生殖発生毒性に関する評価が重要であること等から、器具・容器包装専門調査会の直下にワーキンググループを置き審議が行われ、「中間とりまとめ」がとりまとめられている。

その後、米国では、米国国立環境健康科学研究所（NIEHS）、米国国家毒性プログラム（NTP）及び米国食品医薬品局（FDA）の共同で、BPAの低用量影響に関する検討のためのCLARITY-BPAプログラムが実施され、欧州においても、欧州食品安全機関（EFSA）が低用量影響に着目した再評価が開始されるなど、諸外国においても、BPAに関するリスク評価が進められている状況であった。

こうした中、欧州において、再評価が近年行われたことを踏まえ、令和7年2月3日に第58回器具・容器包装専門調査会を開催し、今後の進め方に関して議論が行われた。

その結果、課題としていた低用量ばく露による影響に関して、必要な情報が入手可能な状況となっているため、専門家に参画いただき、議論を再開すべきではないかとの結論に至った。

令和7年3月25日の第977回食品安全委員会において、BPAについては、特定の分野について集中的に審議を行う必要がある案件に該当するのではないかとの意見が出され、これを受け、食品安全委員会に、「ビスフェノールAワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとするもの。

これに伴い、器具・容器包装専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2. 所掌事務

WGは、BPAの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3. 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、そのWGに属すべき専門委員は、委員長が指名する。

- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が指名されるまでは、委員長が座長の職務を行う。
- (6) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (7) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (8) 委員は、WGに出席することができる。
- (9) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (10) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (12) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。
- (13) 令和9年度末までを目途に食品健康影響評価を完了することとし、調査審議の途中経過についても必要に応じて、食品安全委員会に報告する。
- (14) WGは、食品健康影響評価を完了したときは、食品安全委員会に報告し、廃止する。

4. その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5. 施行日

令和7年4月8日から施行する。